

ISO/TC 188 (スモールクラフト専門委員会) 担当分

議長: Mr. Craig Scholten(米国)、幹事国: スウェーデン(SIS)

担当	担当WG	規格番号	標題	標題(邦訳)	概要	制定等年月日	JIS化の状況
TC 188	—	ISO 4566:1992	Small craft with inboard engine -- Propeller shaft ends and bosses with 1:10 taper	船用小形プロペラ取付部 テーパー 1:10	1:10のテーパーを有する20mmから160mmの軸直径範囲における互換性に対する寸法及び公差を取り纏めたもの。	1992.12.15	JIS F 4801:1999 (MOD)
TC 188	WG 20	ISO 6017:2024	Small craft — Automatic watertight ventilation shutdown system	舟艇—自動水密換気遮断システム	船内機を持ち、密閉できるエンジンルームを有する舟艇を対象とした、舟艇の沈没を防止又は遅延させるために用いられる自動水密換気遮断システムの設計と試験要件を取り纏めたもの。【韓国主導】	2024.01.19	—
TC 188	WG 2	ISO 6185-1:2001	Inflatable boats -- Part 1: Boats with a maximum motor power rating of 4,5 kW	膨脹式ボート—第1部:最大出力4.5 kW以下のボート	全長が8m以下で浮力が1800N以上(最大出力が4.5 kw以下の機関を搭載することが出来る)の膨脹式ボート(複合型膨脹式ボートを含む)の設計、使用材料、製造及び試験に関する安全上の最小限の要件を取り纏めたもの。	2001.11.15	JIS F 1051-1:2004 (IDT)
TC 188	WG 2	ISO 6185-2:2001	Inflatable boats -- Part 2: Boats with a maximum motor power rating of 4,5 kW to 15 kW inclusive	膨脹式ボート—第2部:最大出力4.5 kW以上15 kW以下のボート	全長が8m以下で浮力が1800N以上(最大出力が4.5 kw以上 15 kw以下の機関を搭載することが出来る)の膨脹式ボート(複合型膨脹式ボートを含む)の設計、使用材料、製造及び試験に関する安全上の最小限の要件を取り纏めたもの。	2001.11.15	JIS F 1051-2:2004 (IDT)
TC 188	WG 2	ISO 6185-3:2014	Inflatable boats -- Part 3: Boats with a maximum motor power rating of 15 kW and greater	膨脹式ボート—第3部:最大出力15 kW以上のボート	全長が8m以下で浮力が1800N以上(最大出力が15 kw以上の機関を搭載することが出来る)の膨脹式ボート(複合型膨脹式ボートを含む)の設計、使用材料、製造及び試験に関する安全上の最小限の要件を取り纏めたもの。	2014.08.15	JIS F 1051-3:2004 (IDT) ※ 2001年版が対応国際規格
TC 188	WG 2	ISO 6185-3	Inflatable boats -- Part 3: Boats with a maximum motor power rating of 15 kW and greater	膨脹式ボート—第3部:最大出力15 kW以上のボート	定期見直しで提出された意見等の反映のための2014年版の改訂。2020年9月から改訂に着手。【英国主導】 主な改訂点は以下のとおり。 ・タイプVIIおよびVIIIのボートは、出力ではなく、設計区分によって、区分するように変更。 ・簡条3(定義)の更新(現在の慣行を反映) ・タイプVIIIのボートはより広いヒール角度を許容するように変更。 ・出力と速度の増加を反映するため、水中性能試験は最大出力未満でより小さな波で実施する場合を許容することに変更。	FDIS投票承認 2024.02.13	JIS F 1051-3:2004 (IDT) ※ 2001年版が対応国際規格
TC 188	WG 2	ISO 6185-4:2011	Inflatable boats -- Part 4: Boats with a hull length of between 8 m and 24 m with a motor power rating of 15 kW and greater	膨脹式ボート—第4部:最大出力15 kW以上で船体の長さが8 m以上24 m以下のボート	全長が8m~24m以下で浮力が1800N以上(最大出力が15 kw以上の機関を搭載することが出来る)の膨脹式ボート(複合型膨脹式ボートを含む)の設計、使用材料、製造及び試験に関する安全上の最小限の要件を取り纏めたもの。	2011.07.01	—
TC 188	WG 5	ISO 7840:2021	Small craft -- Fire-resistant fuel hoses	舟艇—耐火性燃料ホース	船体の長さが24m以下の船内機艇に用いる耐火性ホースに対する一般的要求事項及び耐火、浸せき、老化などの物理的試験方法について規定している。 船外機に直接連結される船尾のスブラッシュウエル内にあるホースには適用しない。 前版からの主な改訂点は以下のとおり。 —低透過性燃料ホースの要件の追加(6.9項)。 —石油燃料のテスト流体の明確化(6.2項)。	2021.02	JIS F 7151:2009 (MOD) ※2004年版が対応国際規格 2004年版が小安則細則に対応

TC 188	—	ISO 8099-1:2018	Small craft -- Waste systems -- Part 1: Waste water retention	舟艇－汚水処理システム－汚水貯留	船体の長さが24 m 以下の舟艇から排出される汚水を排出前に一時的に貯留するシステムの設計、構造及び設置に関する要件を取り纏めたもの。	2018.02	—
TC 188	—	ISO 8099-2:2020	Small craft -- Waste systems -- Part 2: Waste water treatment	舟艇－汚水処理システム－汚水処理	船体の長さが24 m 以下の舟艇から排出される汚水を排出前に一時的に貯留するシステムの設計、構造及び設置に関する要件を取り纏めたISO 8099-1:2018がEUPレジャーボート指令で定める廃水処理システム要件を定めていないため、これを補完するための要件を取り纏めたもの。	2020.12	—
TC 188	WG 5	ISO 8469:2021	Small craft -- Non-fire-resistant fuel hoses	舟艇－非耐火性燃料ホース	船体の長さが24m以下の船内機艇に用いる非耐火性ホースに対する一般的要求事項及び浸せき、老化などの物理的試験方法について規定している。 船外機に直接連結される船尾のスプラッシュウェル内にあるホースには適用しない。 前版からの主な改訂点は以下のとおり。 —低透過性燃料ホースの要件の追加(6.8項)。 —石油燃料のテスト流体の明確化(6.2項)。 —図B.1の改訂。	2021.02	JIS F 7150:2009 (MOD) ※ 2006年版が対応国際規格 2006年版が小安則細則に対応
TC 188	—	ISO 8665:2006	Small craft -- Marine propulsion reciprocating internal combustion engines -- Power measurements and declarations	舟艇－船舶推進用往復動内燃機関－出力測定及び出力表示	船体の長さが24m以下の舟艇の推進機関又は装置の馬力を決定するために、ISO3046-1に追加して実施する試験要求事項を取り纏めたもの。また、製造業者によって公表された申告(定格)馬力の証拠書類として立証する及び調査する手段を提供している。	2006.06.01	JIS F 0405:2009 (IDT)
TC 188	WG 5	ISO/FDIS 8665-2	Small craft — Power measurements and declarations — Part 2: Electric marine propulsion	舟艇－出力測定及び出力表示－第2部:電気推進	船体の長さが24m以下の舟艇の電気推進機関又は装置の馬力を決定するために実施する試験要求事項を取り纏めたもの。【米国主導】	FDIS投票中 2024.04.16 〆切	-
TC 188	WG 9	ISO 8666:2020	Small craft -- Principal data	舟艇－主要データ	船体の長さが24m以下の舟艇の主要寸法及び関係ぎ装品の定義、仕様書及び載荷状態の均一性を確立するための要件を取り纏めたもの。 前版(2016年版)からの改訂点は以下のとおり。 —ISO/IEC Directives Part 2に基づく最新ISO様式化。 —規定項目の移動。	2020.11	JIS F 0081:2005 (IDT) ※ 2002年版が対応国際規格
TC 188	—	ISO 8845:1994	Small craft with inboard engine -- Propeller shaft ends and bosses with 1:16 taper	船用小形プロペラ取付部 テーパー 1:16	船内機関を有する舟艇に据え付けることを意図した、1:16のテーパをもつ20mm～160mmの軸径範囲内のプロペラボス及びプロペラ軸端の互換性のための寸法を取り纏めたもの。	1994.12.15	JIS F 4804:1999 (MOD)
TC 188	—	ISO 8845:1994/Cor 1:1995		ISO 8845:1994正誤票1:1995	プロペラ軸のねじ山をつけられる端部の長さの伸張に関する誤記訂正	1995.09.15	—
TC 188	—	ISO 8846:1990	Small craft -- Electrical devices -- Protection against ignition of surrounding flammable gases	舟艇－電気装置－周囲の可燃性ガスへの引火防止	周辺の可燃性ガスへ引火させずに用いることが出来る、舟艇用電気装置の設計のための要求事項及び試験方法を取り纏めたもの。	1990.12.01	JIS F 0811:2002 (MOD) 1990年版が小安則細則に対応
TC 188	—	ISO/DIS 8846	Small craft — Electrical devices — Protection against ignition of surrounding flammable gases	舟艇－電気装置－周囲の可燃性ガスへの引火防止	1990年版の改訂であり、主な改訂点は以下のとおり。【米国主導】 —2023年6月9日開催のISO/TC 188総会で新様式に変更する等の小改訂の着手を決議。	DIS投票中 2024.05.09 〆切	上記参照

TC 188	WG 7	ISO 8847:2021	Small craft -- Steering gear -- Cable and pulley systems	舟艇－操だ装置－ケーブル及び滑車システム	補助エンジンと共に、又は補助エンジンなしで、船体の長さが24m以下の帆船に用いる操だ装置用ケーブル及び滑車の操作、構築および設置の要件を定めたもの。 前版(2004年版)からの主な改訂点は以下のとおり。 －定義の更新。 －最新の業界動向を考慮した要件の更新。 －最大37kWの馬力までの船外機を搭載した場合の要件を追加。	2021.06	－ 2004年版が小安則細則に対応
TC 188	WG 7	ISO 8848:2022	Small craft -- Remote mechanical steering systems	舟艇－遠隔操だ装置	遠隔機械ケーブル式操だ装置の設計、構造、設置及び試験の要件と、舵、ウォータージェット機関、船内機及び船外機への出力インタフェース要件に関しても取り纏めている。 この文書は、様々なタイプの舟艇で用いる次の3つのステアリングシステムに適用できる。 －標準的なステアリングシステム。合計15 kWを超える出力を備えた1基及び一対の舵、船外機、ウォータージェット機関。 －15 kW～40kWの出力の1基の船外機を備えた軽量操だ装置。 －PWCを除くミニジェット操だ装置。 前版(2020年版)からの主な改訂点は以下のとおり。 EUプレジャーボート指令への適用に当たり、問題点として指摘された以下2点を修正する。 ・ISO10240 (オーナー用マニュアル)の引用を取り止め。 ・ISO10240を要件として引用していた9.2項の記載の見直し。	2022.04	JIS F 1031:2001 (MOD) ※ ISO 8848:1990及びISO 9775:1990が対応国際規格 ISO 8848:1990及びISO 9775:1990が小安則細則に対応
TC 188	－	ISO 8849:2020	Small craft -- Electrically operated direct-current bilge pumps	舟艇－電動直流ビルジポンプ	船体の長さが24m以下の舟艇からビルジ水を取除くときに用いられることを意図した電動直流ビルジポンプに対する要求事項を取り纏めたもの。直流(DC)50V未満に定格された電動ビルジポンプを適用する。損傷制御に対して意図されるポンプを含まない。 2003年版からの主な改訂点は以下のとおり。 －適用可能な電圧と適用範囲の明確化。 －船主用マニュアル(箇条7)の追加。	2020.12	－ 2003年版が小安則細則に対応
TC 188	－	ISO 9093:2020	Small craft -- Seacocks and through-hull fittings	舟艇－海水コック及び船体貫通金物	船体の長さが24m以下の舟艇に用いられる、水の取入れ及び排出部分を構成する金属製及び非金属製船こく貫通金物、海水コック、ホース金物及び／又は土連プラグ及びそれに取り付けられる構成部品の製造及び取付けに関する等級事項を取り纏めたもの。 ※ 旧国際規格であるISO 9093-1:1994(金属製)及びISO 9093-2:2002(非金属性)を統合。	2020.12	JIS F 1032-1:2002 (MOD) ※ISO9093-1:1994が対応国際規格 JIS F 1032-2:2006 (MOD) ※ISO9093-2:2002が対応国際規格 ISO 9093-1:1994及びISO 9093-2:2002が小安則細則に対応

TC 188	—	ISO 9094:2022	Small craft -- Fire protection	舟艇—防火	<p>船体の長さが24m以下のあらゆる種類の舟艇に適用する、実用的な防火程度を達成する手順を明確にし、持ち運び式消火装置および固定式消火装置の要件を取り纏めたもの。この規格は、パーソナルウォータークラフトには適用しない。</p> <p>2015年版からの主な改訂点： —「エンジンルーム」の定義(3.3項)が更新。 —「耐火性」の定義(3.21項)が追加。 —4.1.1項で、調理器具がコンロから滑り落ちるのを防ぐために、船体の最大15°のピッチ角に制限を更新。 —4.2.1項のピッチ角とヒール角が更新。 —4.2.2項の裸火からの保護に関する要件が更新。 —ゾーン保護の理解を深めるための表1が更新。 —6.1項に避難経路の説明が追加。 —表2「エンジンおよびエンジンコンパートメントの保護」が更新。 —携帯用消火器の設置場所に関する要件が更新(7.5項)。 —固定式消火システムからの窒息媒体を除去(7.6項)。 —箇条8「表示される情報」が更新。 —参考文献が更新。</p>	2022.11	— ISO 9094-1:2003及びISO 9094-2:2002が小安則細則に対応
TC 188	WG 2	ISO 9650-1:2022 (ISO 9650-1:2005及びISO 9650-2:2005の統合)	Small craft -- Inflatable liferafts -- Part 1: Type I and II	舟艇—膨脹式救命いかだ—第一部：タイプ I 及び II	<p>以下の条件による膨脹式救命いかだのタイプ1及びタイプ2の設計、性能及び表示に関する最小限の要求事項を規定し、試験方法を取り纏めたもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 4人から16人の収容力。 - 船体の長さが24m以下の舟艇に適用可能 - 水面から6m以下の高さに設置可能 	2022.05	—
TC 188	WG 2	ISO 9650-3:2009	Small craft -- Inflatable liferafts -- Part 3: Materials	舟艇—膨脹式救命いかだ—第三部：材料	ISO9650-1及び-2で定める膨脹式救命いかだのタイプI及びIIの材料要件を取り纏めたもの。	2009.07.15	—
TC 188	WG 9	ISO 10087:2022	Small craft -- Craft identification -- Coding system	舟艇—船体識別—番号付与システム	<p>船体の長さが24m以下のすべての舟艇の船体識別の表示、表示方法について規定している。番号には国名及び製造業者名、モデルイヤーなどがある。水辺で用いる玩具等には適用しない。</p> <p>2019年版の改訂であり、主な改訂点は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・箇条2(引用規格)に掲載されている規格を更新。 ・3.4項の引用元SOURCEの追加。 ・4.5項のNOTEの追加。 ・参考文献の追加。 	2022.01	JIS F 0080:2008 (IDT) ※2006年版が対応国際規格
SC 2	—	ISO 10088:2022	Small craft -- Permanently installed fuel systems	舟艇—恒久的に設置された燃料装置	<p>船体の長さが24m以下の舟艇の内燃機関用の恒久的に設置された燃料装置及び固定式燃料タンクの設計、材料、構造、据付、試験に関する要件を取り纏めたもの。船体の長さが24m以下の舟艇の恒久的に据付けられたディーゼル及びガソリンの燃料装置及び固定式燃料タンクの全部品、すなわち燃料の給油口から船内機艇や船外機艇の主機や補機への接続箇所まで定めている。</p> <p>ISO10088:2013からの主な改訂点は以下のとおり。 3.13、4.1.12等で定められている燃料蒸発ガス要件 (evaporative emissions) の参考として、試験の条件と試験手順を記した参考附属書Bが追加。</p>	2022.11	— 2001年版が小安則細則に対応
TC 188	—	ISO/TR 10134:2020	Small craft -- Electrical devices -- Lightning-protection systems	舟艇—電気装置—避雷システム	船体の長さが24m以下の舟艇に搭載する避雷システムの設計、組立、据え付けに関する指針を取り纏めたもの。	2020.05	—

TC 188	—	ISO 10239:2014	Small craft -- Liquefied petroleum gas (LPG) systems	舟艇—液化石油ガス(LPG)システム	LPGを燃料とする推進機関又はLPG駆動の発電機に使用される装置を除く、船体の長さが24m以下の舟艇に恒久的に取付けられるLPG装置及びLPG燃焼器具の要件を取り纏めたもの。持運び式自給式キャンプ用ストーブ又は持運び式ガス灯のような直に取付けるガスシリンダをもつ装置は含まないとしている。	2014.12.01	— 2000年版が小安則細則に対応
TC 188	WG 33	ISO/DIS 10239.2	Small craft -- Liquefied petroleum gas (LPG) systems	舟艇—液化石油ガス(LPG)システム	2014年版の改訂であり、主な改訂点は以下のとおり。【英国主導】 ・箇条1(適用範囲)の記載事項の明確化。 ・「room sealed appliance」および「open flued appliance」の定義の追加(3.18項および3.19項)。 ・「pressure regulation devices」の位置の明確化(箇条9)。	2ndDIS投票承認 2024.01.01	上記参照
TC 188	WG 9	ISO 10240:2022	Small craft -- Owner's manual	舟艇—オーナー用マニュアル	船体の長さが24m以下の舟艇に適用できる船主手引書を作成するための指針を取り纏めたもの。 2019年版からの主な改訂点： ISO10240:2019の箇条2(引用規格)に制定年の記載がなく最新版引用の規格があり、EUプレジャーボート指令の適用が出来ないため(適用するためにはすべての引用規格について制定年の記載が必要)、適用ができるように制定年の記載をする。	2022.11	JIS F 0102:2008 (IDT) ※2004年版が対応国際規格
TC 188	WG 7	ISO 10592:2022	Small craft -- Hydraulic steering systems	舟艇—油圧操だ装置	船主及び設置者両方に対する要求事項、試験方法、手引書、並びに船外原動機、船内原動機及び船内—船外駆動操だ装置に対するだ輪から接触面箇所までの油圧操だ装置及び構成部品に対する名称を規定している。 ISO 10592:1994の改訂。主な改訂点は以下のとおり。 —箇条3の定義の更新。 —規格全体を通して、最新技術を満たすために要件が更新。 —ステアリングホイールの要件と試験が削除。 —1994年版で定めていた箇条12 (Designation)を削除。	2022.06	JIS F 1024:1998 (MOD) ※1994年版が対応国際規格 1994年版が小安則細則に対応
TC 188	WG 5	ISO 11105:2020	Small craft -- Ventilation of petrol engine and/or petrol tank compartments	舟艇—ガソリン機関区画及びガソリンタンク区画の換気	推進、発電又は機械動力のためのガソリン機関を持ち、船体の長さが24m以下の舟艇のガソリン燃料機関及び／又はガソリンタンク区画における爆発性ガスの蓄積を防止するため、これらの区画の換気についての要求事項を取り纏めたもの。 前版からの主な改訂点は以下のとおり。 —規定を明確化するために4項、5項、6項を再編成。 —表2の追加。	2020.03	JIS F 1033:2002 (MOD) ※1997年版が対応国際規格 1997年版が小安則細則に対応
TC 188	—	ISO 11192:2005	Small craft -- Graphical symbols	舟艇—図記号	船体の長さが24m以下の舟艇に使用する一般的な図及びシンボルを取り纏めたもの。	2005.11.01	—
SC 2	—	ISO 11547:1994	Small craft -- Start-in-gear protection	舟艇—スタート-イン-ギヤ-プロテクション—装備基準	船体の長さ24m以下で最大静止スラストが500N以上の船外機艇において急発進を防止するための装置の装備基準について取り纏めたもの。	1994.10.01	JIS F 4323:1994 (IDT) ※DISが対応国際規格 1994年版が小安則細則に対応
TC 188	—	ISO 11591:2020	Small craft, engine-driven -- Field of vision from helm position	エンジン駆動舟艇—操舵位置からの視界	機関によって推進する船体の長さが24m以下の舟艇の前後進を行う操舵位置からの視界に関する要件を取り纏めたもの。	2020.10	—

TC 188	WG 34	ISO 11591:2020/Amd1:2022	Small craft, engine-driven -- Field of vision from helm position (2020年版の部分改訂)	エンジン駆動舟艇—操舵位置からの視界(2020年版の部分改訂)	ISO 11591:2020の小改訂。主な改訂点は以下のとおり。 ISO10240(船主用マニュアル)を引用した結果、EN規格化が認められなかったため、その是正を図ることを目的(2項からISO 8666およびISO 10240の引用の削除、4.2.2.3項の追加、8.1項～8.3項から一部条文の削除、8.4項、附属書Aの追加)。	2022.10	—
TC 188	—	ISO 11592-1:2016	Small craft less than 8 m length of hull -- Determination of maximum propulsion power rating	舟艇—最大推進出力値の決定:船体の長さ8m未満の舟艇	機関によって推進する船体の長さが8m未満の舟艇の最大出力値の決定要件を取り纏めたもの。	2016.02.15	JIS F 1036:2003 (MOD) ※2001年版が対応国際規格 2001年版が小安則細則に対応
TC 188	—	ISO 11592-2:2021	Small craft - Determination of maximum propulsion power – Part 2 : Craft with a length of hull between 8 m and 24 m	舟艇—最大推進出力値の決定—第2部:船体の長さ8m以上24m以下の舟艇	機関によって推進する船体の長さが8m以上24m以下の舟艇の最大出力値の決定要件を取り纏めたもの。 EUプレジャーボート指令へ組み込むことを目的とした、箇条2(引用規格)に記載の引用規格の制定念を記載する等の小改訂を2019年版に反映した。	2021.07	JIS F 1036:2003 (MOD) ※ 2001年版が対応国際規格
TC 188	WG 3	ISO 11812:2020	Small craft -- Watertight cockpits and quick-draining cockpits	舟艇—水密コクピット及び急速排水コクピット	船体の長さが24m以下の舟艇において、“水密”又は“急速排水”として設計されるコクピット及びリセスの要件を取り纏めたもの。コクピット又はリセスの寸法及び形状についての要件又はそれらの使用を要求する場合及び場所については規定しない。ただし、ポンプ又はその他の手段によらない重力による排水だけに適用する。	2020.07	JIS F 1038:2003 (IDT) ※2001年版が対応国際規格
TC 188	WG 3	ISO 11812:2020/DAmendment 1 (部分改訂)	Small craft -- Watertight cockpits and quick-draining cockpits -- Amendment 1 (部分改訂)	舟艇—水密コクピット及び急速排水コクピット—追補1	ISO 11812:2020をEN規格とするための部分改訂。【フランス主導】TC 188決議2022_1の投票が承認され、2022年2月に登録。 主な改訂点は以下のとおり。 ・箇条2(引用規格)に掲載の規格はすべて年版付とする(最新版への自動更新は認めない)。 ・"recess open to the sea"要件を明確化することで、"foot basin"要件を簡易化。	DIS投票承認 2023.08.31	上記参照
TC 188	WG 31	ISO 12133:2021	Small craft -- Carbon monoxide (CO) detection systems	舟艇—一酸化炭素検知装置	この規格は、舟艇内における一酸化炭素検知および盗難警報装置の設計、製造および設置用の要件を取り纏めたもの。附属書Aは、舟艇の乗組員に対する一酸化炭素に関する教材を提供している。 2011年版からの主な改訂点は以下のとおり。 —定義の更新。 —マーキング要件の追加。 —図1の更新。 —5.3.2項の要件の明確化。 —5.3.3項を更新。 —5.2.3項に設計動作温度範囲に関する要件を追加。 —バッテリーアラーム要件の追加。	2021.02	—

TC 188	—	ISO 12215-1:2000	Small craft -- Hull construction and scantlings -- Part 1: Materials: Thermosetting resins, glass-fibre reinforcement, reference laminate	舟艇—船体構造—スカントリング—第1部:材料:熱硬化性樹脂、ガラス繊維強化材、基準積層材	ISO 8666による船体の長さ(LH)が24 m以下の舟艇に構造に使用される熱硬化性樹脂及びガラス繊維強化材に適用する。ISO12215のこのパートは、ガラス強化材及び樹脂並びにそれらで作られた基準積層材の材料特性に関する最低要件を取り纏めたもの。ISO12215のこのパートに関連する積層材の最低要件や特性を満足するなら、ここに挙げていない他の材料にも適用しても可能としている。	2000.09.01	JIS F 1034-1:2002 (MOD) 2000年版が小安則細則に対応
TC 188	—	ISO 12215-2:2002	Small craft -- Hull construction and scantlings -- Part 2: Materials: Core materials for sandwich construction, embedded materials	舟艇—船体構造—スカントリング—第2部:材料:サンドイッチ構造用心材及び補強材	船体構造に使用するための心材材料及びサンドイッチ構造に埋め込まれる材料に対する要件を取り纏めたもの。ISO 8666による船体の長さ(LH) 24 m以下の舟艇に適用する。	2002.05.01	JIS F 1034-2:2006 (IDT) 2002年版が小安則細則に対応
TC 188	—	ISO 12215-3:2002	Small craft -- Hull construction and scantlings -- Part 3: Materials: Steel, aluminium alloys, wood, other materials	舟艇—船体構造—スカントリング—第3部:材料:鋼、アルミニウム合金、木材及びその他の材料	船体、上部構造及び付加物の構造への使用を目的とした材料、特に、次の材料に対する要件を取り纏めたもの。 —溶接用普通及び高張力熱間圧延鋼板、広幅平鋼、形鋼及び棒鋼 —板材又は異形材に加工された、オーステナイト系ステンレス鋼 —板材、形材及び押出異形材として加工された展伸アルミニウム合金 —中実木材、合板又は単板(ベニヤ)の形となっている木材 —その他の適切な材料 また、この規格は船体の長さ(LH)が、ISO 8666による24 m以下の舟艇に適用する。	2002.05.01	JIS F1034-3:2006 (IDT) 2002年版が小安則細則に対応
TC 188	—	ISO 12215-4:2002	Small craft -- Hull construction and scantlings -- Part 4: Workshop and manufacturing	舟艇—船体構造及びスカントリング—第4部:製造所及び製造	製造所の条件、材料の保管方法及び取扱い方法、及び舟艇の製造要件を取り纏めたもの。船体長さ(LH)が、ISO8666による24m以下の舟艇に適用する。ただし、健康面や安全面の要件は含まれていない。	2002.05.01	JIS F 1034-4:2006 (IDT) 2002年版が小安則細則に対応
TC 188	—	ISO 12215-5:2019	Small craft -- Hull construction and scantlings -- Part 5: Design pressures for monohulls, design stresses, scantlings determination	舟艇—船体構造及びスカントリング—第5部:単胴型舟艇の設計圧力、設計応力、材料寸法の決定	単胴形舟艇の設計圧力、設計応力、材料寸法要件を取り纏めたもの。船体の長さ(LH)が、ISO8666による24m以下の舟艇に適用する。	2019.05	JIS F 1034-5:2019 (IDT) ※2008年版が対応国際規格 2008年版がFDISの時の版が小安則細則に対応
TC 188	—	ISO 12215-6:2008	Small craft -- Hull construction and scantlings -- Part 6: Structural arrangements and details	舟艇—船体構造及びスカントリング—第6部:構造的配置及び詳細	単胴型舟艇の構造的配置及び詳細 要件を取り纏めたもの。船体の長さ(LH)が、ISO8666による24m以下の舟艇に適用する。	2008.04.01	JIS F 1034-6:2020 (IDT) 2008年版がFDISの時の版が小安則細則に対応
TC 188	—	ISO 12215-7:2020	Small craft -- Hull construction and scantlings -- Part 7: Determination of loads for multihull and of their local scantlings using ISO 12215-5	舟艇—船体構造及びスカントリング—第7部:ISO12215-5を用いた多胴型舟艇の材料寸法及び船体荷重の決定	多胴型舟艇の材料寸法の詳細要件を取り纏めたもの。船体の長さ(LH)が、ISO8666による24m以下の舟艇に適用する。	2020.11	—
TC 188	—	ISO 12215-8:2009	Small craft -- Hull construction and scantlings -- Part 8: Rudders	舟艇—船体構造及びスカントリング—第8部:舵	単胴型舟艇に用いられる舵の必要要件を取り纏めたもの。船体の長さ(LH)が、ISO8666による24m以下の舟艇に適用する。	2009.05.15	—

TC 188	—	ISO 12215-8:2009/Cor 1:2010	Small craft -- Hull construction and scantlings -- Part 8: Rudders Technical Corrigendum 1	ISO 12215-8:2009の正誤票	C.1項でAnnex Bの引用のところ、Annex Cを引用していた誤記の訂正。	2010.09.15	—
TC 188	—	ISO 12215-9:2012	Small craft -- Hull construction and scantlings -- Part 9: Sailing craft appendages	舟艇—船体構造及びスカントリング—第9部:帆船の附属品及びびぎ装品	帆船の附属品及びびぎ装品に関する設計応力、構造用材料、キール及びそれらの付属品の設計荷重要件を取り纏めたもの。船体の長さ(LH)が、ISO8666による24m以下の舟艇に適用する。	2012.06.15	—
TC 188	—	ISO/CD 12215-9	Small craft -- Hull construction and scantlings -- Part 9: Sailing craft appendages	舟艇—船体構造及びスカントリング—第9部:帆船の附属品及びびぎ装品	World Sailing(国際競技連盟)から、最近頻発しているキール脱落事故に際し、プロダクション艇が準拠するISO基準について、特に金属疲労に関する箇所の見直しが必要である可能性がある旨の指摘があり、定期見直しの結果、改訂に着手することが決定した。	CD照会中 2024.03.25 〆切	—
TC 188	—	ISO 12215-10:2020	Hull construction and scantlings – Part 10: Rig loads and attachments	舟艇—船体構造及びスカントリング—第10部:リグ荷重及び附属品	舟艇のリグ荷重及び関連付属品の設計荷重要件を取り纏めたもの。船体の長さ(LH)が、ISO8666による24m以下の舟艇に適用する。	2020.11	—
TC 188	WG 20	ISO 12216:2020	Small craft -- Windows, portlights, hatches, deadlights and doors -- Strength and watertightness requirements	舟艇—開口要件—窓、ポートライト、ハッチ、デッドライト及びドア—強度と水密性に関する要求基準	船体の長さが24m以下の舟艇に適用する窓、ハッチ、ポートライト、デッドライト及びドアについて、船の種類、装置の位置及び設計区分を考慮に入れて、技術上の要件を取り纏めたもの。この規格で扱う装置は、船の水密性に関して重要なもの、すなわち、板が破損した場合に浸水する恐れがあるものだけである。この規格は、主にレクリエーションボート用に作られたが、船体の長さが24m以下の救命ボートを除いた非レクリエーションボートにも適用できる。ただし、厳しい条件下で使われる商用船や作業船には適さないとしている。 主な改訂点は以下のとおり。 ・箇条3、4、6の修正。 ・箇条D.2.1、D.2.2、D.3及びD.4.3の修正。 ・附属書Fの修正。	2020.07	JIS F 1040:2004 (IDT) ※2002年版が対応国際規格 2002年版が小安則細則に対応
TC 188	WG 20	ISO 12216:2020/Amd1:2022	Small craft -- Windows, portlights, hatches, deadlights and doors -- Strength and watertightness requirements (部分改訂)	舟艇—開口要件—窓、ポートライト、ハッチ、デッドライト及びドア—強度と水密性に関する要求基準 (部分改訂)	EUプレジャーボート指令に適合させるためのISO 12216:2020の部分改訂。主な改訂点は以下のとおり。 ・箇条2から、ISO 11812:2020の引用を削除。 ・箇条3.9.7～3.9.13の用語及び定義を追加。 ・箇条6.3.3.2の表4のタイトルを変更、表4のあとのISO 11812:2020引用記載をすべて削除。 ・図D.6を差替え。	2022.07	同上

TC188	—	ISO 12217-1:2022	Small craft -- Stability and buoyancy assessment and categorization -- Part 1: Non-sailing boats of hull length greater than or equal to 6 m	舟艇—復原性及び浮力の評価—第1部: 船体長さが6 m以上の非帆船	非損傷時のボートの復原性及び浮力の評価方法を取り纏めたもの。この規格には冠水しやすいボートの浮力特性も含む。この規格を用いた復原性及び浮力性能の評価により、ボートの設計及び最大搭載量に適した設計区分(A、B、C又はD)を特定することができる。この規格は、船体の長さが6 m以上24 m以下の無動力船又は動力船に適用する。但し、6 m未満のボートであって、ISO 12217-3で指定された設計区分では望ましい設計区分を得られないが、全通甲板でISO 11812に適合する急速排水リセスを有する場合は、この規格を適用することが出来る。この規格では、曳航、漁労、浚渫又は揚荷作業が、復原性に与える影響は含んでいないし、評価もしていない。それらは適宜、別途考慮する必要がある。 2015年版からの主な改訂点: —ISO8666(舟艇—主要データ)の改訂に合わせて、「メーカーの基本装備に含まれていないオプションの機器および付属品の最大質量の許容値」の記載を3.4.4(最大搭載)から3.4.5(最大搭載条件)に移動。 —附属書Jの計算ワークシートNo.11に上記改訂を反映。 —箇条2(引用規格)にリストされているすべての規格に年版を追加。 —その他、全体的な編集上の修正。	2022.12	— 2002年版が小安則細則に対応
TC 188	WG 9	ISO/AWI 12217-1	Small craft -- Stability and buoyancy assessment and categorization -- Part 1: Non-sailing boats of hull length greater than or equal to 6 m	舟艇—復原性及び浮力の評価—第1部: 船体長さが6 m以上の非帆船	2022年版の改訂。定期見直し結果の反映が目的。	2023.12.05 〆切の定期見直しの結果、改訂に着手	— 2002年版が小安則細則に対応
TC188	—	ISO 12217-2:2022	Small craft -- Stability and buoyancy assessment and categorization -- Part 2: Sailing boats of hull length greater than or equal to 6 m	舟艇—復原性及び浮力の評価—第2部: 船体長さが6 m以上の帆船	非損傷時のボートの復原性及び浮力の評価方法を取り纏めたもの。この規格には、冠水しやすいボートの浮力特性も含む。この規格を用いた復原性及び浮力性能の評価により、ボートの設計及び最大搭載量に適した設計区分(A、B、C又はD)を特定することができる。この規格は船体の長さ6 m以上24 m以下の主として帆で進む(補助機関を搭載していても)舟艇に適用される。但し、6m未満の舟艇であっても居住区を有する多胴船の場合もしくはISO 12217-3による要求設計区分に到達できない場合であっても、全通甲板でISO 11812に適合する急速排水リセスを有する場合は、この規格を適用することが出来る。この規格では、曳航、漁労、浚渫又は揚荷作業が、復原性に与える影響は含んでいないし、評価もしていない。それらは適宜、別途考慮する必要がある。 2015年版からの主な改訂点: —ISO8666(舟艇—主要データ)の改訂に合わせて、「メーカーの基本装備に含まれていないオプションの機器および付属品の最大質量の許容値」の記載を3.5.4(最大搭載)から3.5.5(最大搭載条件)に移動。 —附属書Jの計算ワークシートNo.11に上記改訂を反映。 —箇条2(引用規格)にリストされているすべての規格に年版を追加。 —その他、全体的な編集上の修正。	2022.12	— 2002年版が小安則細則に対応
TC 188	WG 9	ISO/AWI 12217-2	Small craft -- Stability and buoyancy assessment and categorization -- Part 2: Sailing boats of hull length greater than or equal to 6 m	舟艇—復原性及び浮力の評価—第2部: 船体長さが6 m以上の帆船	2022年版の改訂。定期見直し結果の反映が目的。	2023.12.05 〆切の定期見直しの結果、改訂に着手	— 2002年版が小安則細則に対応

TC188	—	ISO 12217-3:2022	Small craft -- Stability and buoyancy assessment and categorization -- Part 3: Boats of hull length less than 6 m	舟艇—復原性及び浮力評価並びにカテゴリ分類—第3部:船体長さが6m未満のボート	<p>非損傷時のボートの復原性及び浮力の評価方法について規定している。この規格には冠水しやすいボートの浮力特性も含む。この規格を用いた復原性及び浮力性能の評価により、ボートの設計及び最大搭載量に適した設計区分(C又はD)を特定することができる。この規格は、居住区を有する多胴帆船を除く、船体の長さが6m未満の無動力船又は動力船に適用する。但し、船体の長さが6m未満のボートであっても、全通甲板でISO 11812に適合する急速排水コクピットを有する場合は、代替方法としてISO 12217-1又はISO 12217-2(帆船と非帆船で分類)を使って評価し、上位の設計区分を割り当てることができる。この規格では、曳航、漁業、浚渫又は揚荷作業が、復原性に与える影響は含んでいないし、評価もしていない。それらは適宜、別途考慮する必要がある。</p> <p>2015年版からの主な改訂点は以下: —ISO8666(舟艇—主要データ)の改訂に合わせて、「メーカーの基本装備に含まれていないオプションの機器および付属品の最大質量の許容値」の記載を3.3.3(最大搭載)から3.3.4(最大搭載条件)に移動。 —附属書Hの計算ワークシートNo.1に上記改訂を反映。 —箇条2(引用規格)にリストされているすべての規格に年版を追加。 —その他、全体的な編集上の修正。</p>	2022.12	— 2002年版が小安則細則に対応
TC 188	WG 9	ISO/AWI 12217-3	Small craft -- Stability and buoyancy assessment and categorization -- Part 3: Boats of hull length less than 6 m	舟艇—復原性及び浮力評価並びにカテゴリ分類—第3部:船体長さが6m未満のボート	2022年版の改訂。定期見直し結果の反映が目的。	2023.12.05 〆切の定期見直しの結果、改訂に着手	— 2002年版が小安則細則に対応
TC 188	—	ISO 13297:2020	Small craft — Electrical systems — Alternating and direct current installations	舟艇—電気システム—交流及び直流設備	<p>舟艇に搭載し、単相交流の定格電圧が250V未満及び直流50V以下で作動する交流及び超低電圧直流電気装置の設計、製造及び据え付け要件を取り纏めたもの。</p> <p>除外: ISO/IEC 16315、舟艇—電気推進システムで定める1,500V未満の直流、単相交流の定格電圧が1,000V以下、1,000V以下の三相交流の電気システム</p> <p>2015年6月26日開催のTC 188総会にて、Galvanic isolators要件の追加およびISO10133(直流電気設備)との統合を目的とした改訂を行なうことが合意。</p>	2020.12	JIS F 1029:1998 (IDT) ※ISO13297:1997のDISが対応国際規格 JIS F 1039:2003 (MOD) ※ISO10133:2000が対応国際規格 ISO 13297:2000及びISO 10133:2000が小安則細則に対応

TC 188	—	ISO 13297:2020/Amd1:2022	Small craft — Electrical systems — Alternating and direct current installations (部分改訂)	舟艇—電気システム—交流及び直流設備 (部分改訂)	EUプレジャーボート指令への適用を目的としたISO13297:2020の部分改訂。主な改訂点は以下のとおり。 ・箇条2(引用規格)からISO10240(オーナー用マニュアル)を削除。IEC 60309-2:1999をIEC 60309-2:2021に差替え。 ・23.1項および図D.1でIEC 60309-2:1999をIEC 60309-2:2021に差替え。 ・附属書Bのオーナー用マニュアル記載を更新(第一段落の一部削除、第二段落の一部修文、最終段落にNOTEの追加) ISO 10240関連記載の修文。 ・参考文献として、ISO10240を追加。	2022.09	同上
TC 188	—	ISO 13342:1995	Small craft -- Static thrust measurement for outboard motors	舟艇—船外機関—静止スラストの測定方法	ISO11547によるスタート-イン-ギヤ-プロテクションの装備の要否を判断する目的で、船外機関の静止スラストを測定する方法を取り纏めたもの。	1995.10.15	JIS F 4324:1996 (IDT) ※ DISが対応国際規格
TC 188	WG 27	ISO 13590:2022	Small craft -- Personal watercraft -- Construction and system installation requirements	舟艇—パーソナルウォータークラフト—構造とシステム搭載時の要求事項	パーソナルウォータークラフトに対する製造者銘板、常設のガソリン燃料装置、電気装置、操舵装置、通風、船体構造及び浮揚の構造及び搭載並びに復原性能要件、乾舷、オーナー用マニュアル等の要件を取り纏めたもの。 ISO 13590:2003の改訂。主な改訂点は以下のとおり。 —「接地」に関して、「earthed」と「grounded」の双方が使用されていたことから、「grounded」という用語に統一。 —5.14項の接地値を修正。 —船外機用PWC及びjet powered surfboardsはこの規格の範囲外であることを明確化。 —すべての規定値をSAEおよび産業標準(industry standards)と比較。 —オフスロットルステアリング要件に関する附属書Aの追加。 —キャブレター要件の削除。	2022.06	JIS F 1030:2010 (IDT) ※ 2003年版が対応国際規格
TC 188	—	ISO 13591:1997	Small craft -- Portable fuel systems for outboard motors	舟艇—船外機関—携帯用燃料装置	定格容量が27ℓ以下で、船体の長さが24m以下の舟艇に取り付けられている船外機関に用いる可燃性液体を運搬又は保管するための携帯用燃料装置に関して、その設計、材料及び試験の必要条件を取り纏めたもの。	1997.12.15	JIS F 4327:1999 (IDT) 1997年版が小安則細則に対応
TC 188	—	ISO 13592:1998	Small craft -- Backfire flame control for petrol engines	舟艇—ガソリン機関の火花逆流制御	船体の長さ24m以下の舟艇において、恒久的に据え付けられたガソリン機関からの逆火の炎が周辺環境中に広がるのを防ぐための装置に関して、その構造及び試験に求められる最小限の要件を取り纏めたもの。	1998.04.15	JIS F 4328:2000 (IDT) 1998年版が小安則細則に対応
TC 188	—	ISO 13929:2001	Small craft -- Steering gear -- Geared link systems	舟艇—舵取り装置—歯車リンク式操舵装置	24m以下の舟艇における歯車リンク式操舵装置の構造、操作及び取り付けに対する要求事項の最低限の要件を取り纏めたもの。	2001.01.15	— 2001年版が小安則細則に対応
TC 188	—	ISO 14227:2001	Small craft -- Magnetic compasses	舟艇—磁気コンパス	24m以下の舟艇の磁気コンパスの構造及び型式試験の性能に対する一般要件を取り纏めたもの。直読式装置を備えた又は反射/投影型式のいずれかの、検査ができる(例えば、封印されていない)、液体磁気コンパスを引用している。	2001.12.15	—

TC 188	—	ISO 14509-1:2008	Small craft -- Airborne sound emitted by powered recreational craft -- Part 1: Pass-by measurement procedures	舟艇—動力付レクリエーションクルフトから放出される空気伝播音—第1部:パスバイ試験の手順	船内機、スターンドライブ、パーソナルウォータークラフト(PWC)、及び船外機を含む、船体の長さ24m以下の動力付きレクリエーションクルフトが通過時に発する空中伝播騒音の最大音圧レベルについて、再現性があり、かつ比較可能である測定結果を得るための条件を取り纏めたもの。また、一体排気システム付きスターンドライブ及び船外機のための、標準艇(Standard Craft)ベースの型式試験についても規定している。	2008.10.01	—
TC 188	—	ISO 14509-3:2009	Small craft -- Airborne sound emitted by powered recreational craft -- Part 3: Sound assessment using calculation and measurement procedures	舟艇—動力付レクリエーションクルフトから放出される空気伝播音の測定—第3部:計算による音響評価及び測定手順	船内機、スターンドライブ、パーソナルウォータークラフト(PWC)、及び船外機を含む、船体の長さ24m以下の動力付きレクリエーションクルフトが通過時に発する空中伝播騒音に関して計算による音響評価及び測定手順を取り纏めたもの。	2009.08.01	—
TC 188	—	ISO 14895:2016	Small craft -- Liquid-fuelled galley stoves	舟艇—液体炊きギャレーストープ	24m以下の舟艇における、大気圧において液体である燃料を使用する恒久的に設置される調理室ストーブの設計及び取付け要件を取り纏めたもの。	2016.06.01	—
TC 188	WG 9	ISO 14945:2021	Small craft -- Builder's plate	舟艇—製造者銘板	ISO 14945:2004は ISO 8666による船体の長さ(LH)が 24 m 以下の舟艇の製造者銘板に記載する情報を取り纏めたもの。ISO 6185による膨脹式ポート及び ISO 13590によるパーソナルウォータークラフトはこの規格の対象としない。 前版(2004年版)からの主な改訂点は以下のとおり。 —プロペラシンボルの定義を追加(3.6) —Small craftの定義を追加(3.7) —箇条5に、製造者銘板に記載する最大kWと最大負荷に加えて、船外機の重量を含めることとし、そのためのガイダンス要件を追加 —附属書Aの銘版イラストの更新	2021.04	—
TC 188	WG 9	ISO 14946:2021	Small craft -- Maximum load capacity	舟艇—最大搭載量	他の規格に定められた復原性、乾舷、浮力及び乗員についての制限を超えない範囲で舟艇の最大搭載に含まれる項目を取り纏めたもの。更にこの規格は、乗員の座席に関する必要条件も定めている。ISO 8666に基づく船体長さLHが 24 m以下の舟艇に適用する。なお、ISO 6185に基づく膨脹式ポートや ISO 13590のパーソナルウォータークラフトは含まない。 前版(2001年版)かとの主な改訂点は以下のとおり。 —占有面積の明確化と図の追加 —定義(箇条3)の更新 —船主用マニュアルで参照すべき要件を追加(箇条7) —箇条6にオプション機器が含まれていないことを明確化(箇条6の要件はすべて必須)	2021.04	JIS F 1041:2004 (IDT) ※2001年版が対応国際規格 2001年版が小安則細則に対応

TC 188	—	ISO 15083:2020	Small craft - Bilge-pumping systems	舟艇—ビルジポンプシステム	この規格は、ISO8666による船こくの長さが24mまでの小型船に対する、ビルジウォーターの通常の溜りを除去するために設計されるポンピング又は代替手段に対する要件を取り纏めたもの。ISO15083:2003は、損傷制御のために設計されるビルジポンプ又はビルジポンピング装置に対する要求事項を定めない。 ISO15083:2003から主な改訂点は以下のとおり。 —定義の更新(箇条3)。 —5.1.2項で、ビルジ区画で完全に閉鎖されていない舟艇にビルジポンプシステムを設置する要件の追加。 —露出および密閉された操舵位置の要件を5.1.3.1(以前の5.1.3.2)から削除。 —偶発的な放電防止のためのシステム設計の要件を追加(7.13)。	2020.04	— 2003年版が小安則細則に対応
TC 188	—	ISO 15083:2020/Amd1:2022	Small craft - Bilge-pumping systems (部分改訂)	舟艇—ビルジポンプシステム(部分改訂)	EUプレジャーボート指令へ適用を目的としたISO15083:2020の部分改訂。主な改訂点は以下のとおり。 ・箇条1(適用範囲)に記載のISO 8666:2016からISO 8666:2020へ変更。 ・箇条2(引用規格)から引用規格を更新(ISO 9093-1、-2、10133、11591の削除等)。 ・箇条3(用語及び定義)の一部用語の定義を更新。 ・表1を更新。 ・箇条5～箇条7、参考文献の一部規定を更新。	2022.09	同上
TC 188	—	ISO 15084:2003	Small craft -- Anchoring, mooring and towing -- Strong points	舟艇—投揚びょう、係留及びびえい航—ストロングポイント	この規格は、船体の長さ24m以下の舟艇において投揚錨、係留及び曳航するためのアンカーチェーン、係留索及び被曳航索を結びつけるストロングポイントに対する要件を取り纏めたもの。この規格は、アンカー質量又はチェーン及びラインの長さについては規定しない。	2003.02.15	JIS F 1010:2010 (IDT)
TC 188	WG 3	ISO 15085:2003	Small craft -- Man-overboard prevention and recovery	舟艇—乗員の落水防止及び再乗艇に関する要求事項	この規格は、船外への転落の危険を最小限にするために意図される安全装置及び配置に対する設計並びに構造及び強さ要求事項を、また船上への引上げを容易にするための要件を取り纏めたもの。それは、これらの目的を達成するために個々に又は組み合わせて使用できる手段を記述し、船こくの長さ24 mまでの小型船に適用する。 ISO 15085:2003は、下記の船型には適用できない: 水上おもちゃ; カヌー、カヤック又は1.1 m未満の幅のその他のボート; ISO 13590に包含されるパーソナル・ウォータクラフト; ISO 6185Iによって包含される船体の長さ8 m未満の膨脹式ボート。	2003.04.01	JIS F 1021:2011 (IDT) 2003年版が小安則細則に対応
TC 188	WG 3	ISO 15085:2003/Amd 1:2009	Small craft -- Man-overboard prevention and recovery Amendment 1 (部分改訂1)	ISO 15085:2003追補 1:2009 (ISO15085:2003の部分改訂)	2003年版を対象とした、再搭乗の手段(箇条16)、船主用マニュアル(箇条17)の修正。	2009.05.15	—
TC 188	WG 3	ISO 15085:2003/Amd 2:2017	Small craft -- Man-overboard prevention and recovery Amendment 2 (部分改訂2)	ISO 15085:2003追補2:2017 (ISO15085:2003の部分改訂)	2003年版を対象とした、引用規格(箇条2)、再搭乗の手段(箇条16)の修正。	2017.12	—

TC 188	WG 3	ISO/FDIS 15085	Small craft -- Man-overboard prevention and recovery	舟艇一乗員の落水防止及び再乗艇に関する要求事項	ISO 15085:2003の改訂。主な改訂点は以下のとおり。 — 文章を簡素化および明確化。 — デッキリスクゾーンを備えた船舶のリスク評価原則に従って要件を設定するための新しいアプローチを定義。 — 「通常の操作」と、安全を確保するための幅広い機能リストを含めた。 — ガードレールとガードラインシステムの要件を簡素化し、それを船外バリアの落下という1つの概念に置き換えた。 — 高速船の要件を改善。 — セーリングディングーのトーストラップ要件を含有す。 — 再搭乗の手段も修正。	FDIS投票中 2024.05.10 〆切	—
TC 188	—	ISO 15584:2001	Small craft -- Inboard petrol engines -- Engine-mounted fuel and electrical components	舟艇一ガソリン用船内機及び船内外機一機関据付形の燃料系及び電気系コンポーネント	船体の長さが24m以下の舟艇において燃料漏れを最小限に抑さえ、周囲の可燃性ガスへの引火を防止することを目的に、船内据付型ガソリン機関(船内機及び船内外機)に取り付けている燃料系及び電気系コンポーネントに関する設計要件並びに設置要件を取り纏めたもの。	2001.03.15	JIS F 1037:2003 (IDT) 2001年版が小安則細則に対応
TC 188	WG 5	ISO 16147:2020	Small craft -- Inboard diesel engines -- Engine-mounted fuel and electrical components	舟艇一船内機及び船内外機用ディーゼル機関一機関据付型の燃料系及び電気系コンポーネント	船体の長さが24m以下の舟艇において燃料漏れを最小限に抑さえ、周囲の可燃性ガスへの引火を防止することを目的に、船内据付型ディーゼル機関(船内機及び船内外機)に取り付けている燃料系及び電気系コンポーネントに関する設計要件並びに設置要件を取り纏めたもの。 2018年版の改訂。主な改訂点は以下のとおり。 — 1項(適用範囲)の明確化。 — 2項(引用規格)にリストしている規格の年版を追加(最新版適用にしない)。 — 参考文献への参考図書の追加等の小改訂。	2020.12	JIS F 1042:2005 (IDT) ※ISO16147:2002に対応 2002年版が小安則細則に対応
TC 188	—	ISO 16180:2013	Small craft -- Navigation lights -- Installation, placement and visibility	舟艇一航海灯一設置、配置及び視界	舟艇用航海灯に関する設置、配置及び視界の要件を取り纏めたもの。	2013.03.01	—
TC 188	—	ISO/IEC 16315:2016	Small craft -- Electric propulsion systems	舟艇一電気推進システム	船体の長さが24m以下の舟艇に関する、エネルギー貯蔵コンポーネントを備えた交流及び直流電気システムを推進の目的で使用するための要件を取りまとめたもの。この規格で定める電気システムは個別又は組み合わせで1,500V未満の直流、単相交流の定格電圧が1,000V以下、三相交流の定格電圧が1,000V以下の範囲で動作するシステムを対象とする。主用マニュアルに含むべき追加情報は附属書Aに、システム設置者への追加情報は附属書Bに記載されている。	2016.03.15	—
TC 188	JWG1 (ISO/TC 188 とIEC/TC18 との合同委員会)	ISO/DIS 16315	Small craft -- Electric propulsion systems	舟艇一電気推進システム	定期見直し投票の結果、多数の意見が出されたことに伴い、改訂が決定した。 新しいRCD(レクリエーション用舟艇に関するEU指令)への整合化(環境試験に関しては従来はIEC 60945を引用していたが、IEC 60945だけでなく、EN55012およびEN61000-6-1/2を選択肢に加えるなど)を実施中。	DIS投票承認 2024.02.29	—
TC 188	—	ISO 18854:2015	Small craft -- Reciprocating internal combustion engines exhaust emission measurement -- Test-bed measurement of gaseous and particulate exhaust emissions	舟艇一往復動内燃機関からの排気ガス等のテストベッドでの測定	平常下において内燃機関から出る排気ガス等の測定方法に関する要件を取り纏めたもの。	2015.04.15	—

TC 188	—	ISO 19009:2015	Small craft -- Electric navigation lights -- Performance	舟艇—LED航海灯—性能	船体の長さが24m以下の舟艇に関する、LEDの航海灯に関する性能要求と試験方法に関する要件を取り纏めたもの。	2015.09.15	—
TC 188	—	ISO 21487:2022	Small craft -- Permanently installed petrol and diesel fuel tanks	舟艇—恒久的に設置された石油及びディーゼル燃料タンク	舟艇に恒久的に設置された石油及びディーゼル燃料タンクに関する仕様などの要件を取り纏めたもの。 2012年版からの主な改訂点： — 追補の反映。 — 非金属タンクの透過試験を定めた附属書Aの追加。	2022.11	— 2006年版が小安則細則に対応
TC 188	WG 7	ISO 23411:2020	Small craft -- Steering wheels	舟艇—ステアリングホイール	船外機、インボード、スターンドライブ、ウォータージェットドライブで使われる直径610mmまでのステアリングホイールの要件及び試験方法を取り纏めたもの。	2020.12	—
TC 188	WG 32	ISO/TS 23625:2021	Small craft — Lithium ion battery	舟艇—リチウムイオン蓄電池	この技術仕様書は、舟艇用リチウムイオン蓄電池の選択と設置に関する要件と推奨事項を取り纏めたもの。舟艇に設置された一般的な船上装置及び電気推進システムに電力を供給するための600Whを超える容量のリチウムイオン蓄電池の要件を取り纏めており、舟艇製造業者と蓄電池の設置業者を対象としている。	2021.03	—
TC 188	WG 32	ISO/DIS 23625	Small craft — Lithium ion battery	舟艇—リチウムイオン蓄電池	TSを正式なISO規格とするため、改訂中。	DIS登録 2024.02.06	—
TC 188	WG 5	ISO 25197:2020	Small craft -- Electrical/electronic control systems for steering, shift and throttle	舟艇—ステアリング、シフト及びスロットルの電気式/電子式コントロール装置	舟艇の操船時におけるステアリング、シフト及びスロットルを実施する電気式/電子式コントロール装置の要件を取り纏めたもの。 ISO25197:2012の改訂。主な改訂点は以下のとおり。 — 電気推進モーターを使用する場合に一貫性を持たせるために規定を見直し(7.2) — フェイルセーフモードとアラームポリシーを含むように規定を見直し(9.1) — EMC試験を除く、すべての試験に3つの異なるサンプルを用いる要件を削除し、1つのサンプルで試験できることにした(10.1) — ジョイスティックの耐久性試験を動作試験とした(10.4) — 表1を更新し、浸漬された区画の試験に関する列「浸漬」を追加(10.5.1) — さまざまな基準に基づいて塩水噴霧試験を実施するすべての方法を均質化(10.5.2) — 衝撃試験を改訂(10.7) — 自由落下試験はUV試験に依存した落下試験に変更(10.8) — UV試験内容の明確化(10.9) — 10.10項へのIEC60533及びIEC62742の引用に伴う、箇条2への追加。	2020.04	—
TC 188	WG 5	ISO 25197:2020/Amd1:2022	Small craft -- Electrical/electronic control systems for steering, shift and throttle (部分改訂)	舟艇—ステアリング、シフト及びスロットルの電気式/電子式コントロール装置 (部分改訂)	EUプレジャーボート指令への適用を目的としたISO25197:2020の部分改訂。主な改訂点は次のとおり。 ・ 箇条2(引用規格)からISO10240(オナー用マニュアル)の記載を削除等。 ・ 定義3.35項を追加。 ・ 4.3項、4.7項、4.14項、4.15項、8.2項、10.10.5.1項、10.10.9.1項の一部条文の差替え。 ・ 箇条12におけるISO10240の引用をNOTEに変更。 ・ ISO 10240およびISO 11591を参考文献として追加。	2022.1	同上